

## 附章 関連する制度や相談窓口等の案内

### 1 既存住宅売買に関連する国や都の制度

#### (1) 安心R住宅制度（国）

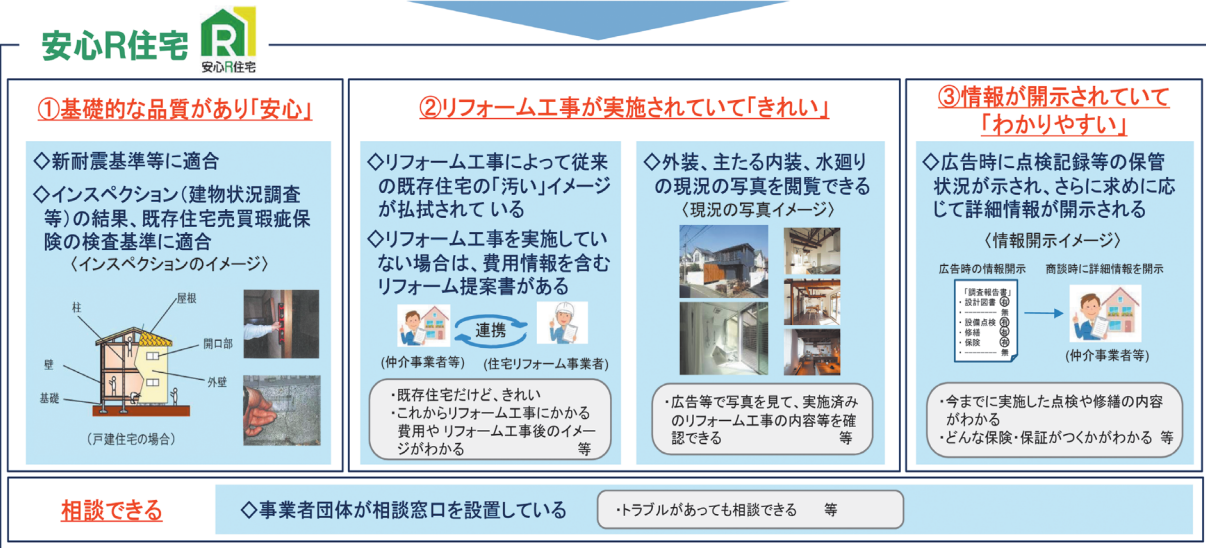
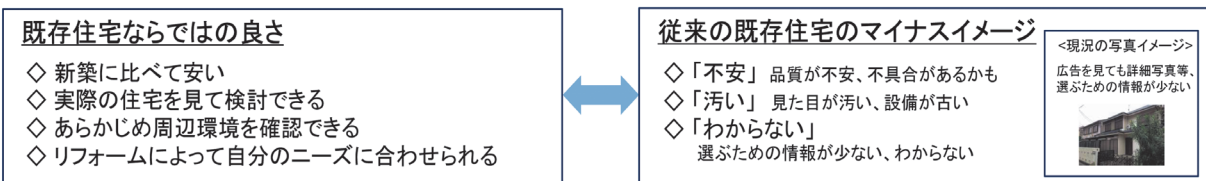
「安心R住宅」とは、耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章（マーク）を付与する仕組みです（平成30年度から、マークの使用を開始）。具体的な要件等は、以下の図をご覧ください。

なお、安心R住宅のロゴマークを使用できる事業者団体は、令和2年2月現在で9団体あります。また、平成30年度中に1,266件（全国）の既存住宅が安心R住宅として流通するなど、安心して購入できる住宅の目印として普及が進んできています。

☆制度の詳細、最新の登録団体一覧等はこちら →



([http:// www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html))



**消費者が「住みたい」「買いたい」と思える既存住宅を選択できる**

（資料）国土交通省資料

## (2) 東京都既存住宅流通促進事業者グループ登録制度

「東京都既存住宅流通促進事業者グループ登録制度」は、既存住宅の売買に関連する様々な事業者が連携して消費者にワンストップで相談対応等を行うグループを、東京都が登録・公表する制度です。

なお、登録を受けた事業者グループは、令和2年2月現在で6グループあり、都内34か所にワンストップ対応窓口が設けられています。身近な場所で気軽に相談できますので、是非ご利用ください。

☆制度の詳細、最新の登録グループ一覧等はこちら →



([http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku\\_fudosan/seido.html](http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/seido.html))

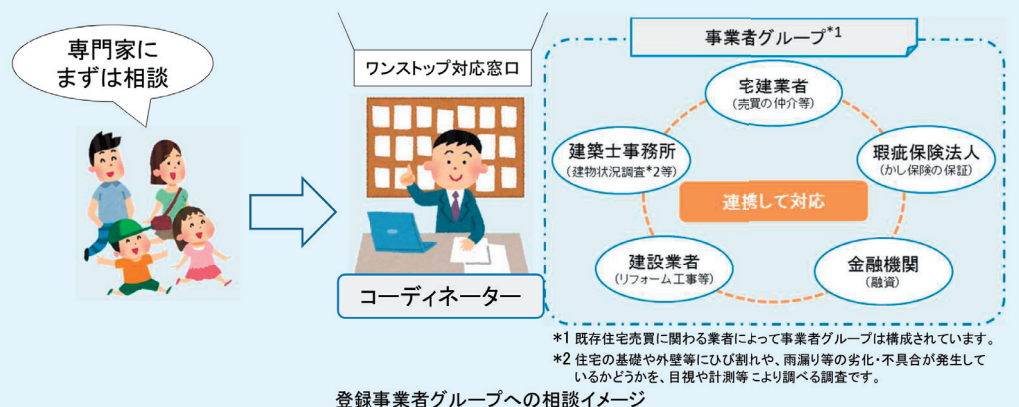
### 『既存(中古)住宅』の購入や売却をお考えのみなさまへ

東京都既存住宅流通促進事業者グループのご案内

既存(中古)住宅って品質は大丈夫？ 売るときに検査しておいた方がいいのかな？ などの不安や疑問を解消し **既存住宅を安心して売買** できるよう、東京都では『既存住宅流通促進事業者グループ登録制度』を開始しました。

登録事業者グループの『ワンストップ対応窓口』では

- ① 既存住宅売買について**分かりやすい説明**を受けられます。
- ② 関連業者の紹介、取次等が**1か所**(ワンストップ)で受けられます。



#### Point1 安心

- 既存住宅売買の専門家である**コーディネーター**に相談ができます。
- 経験が豊富で、安心して任せられる各分野の**専門業者**が対応します。

#### Point2 便利でオトク

- 相談から業者の紹介、取次、住宅のお引渡しまで、**コーディネーターがワンストップ**で対応します。個別に業者を探す必要がありません。
- **お近くの窓口**で相談ができます。  
※都内6グループ34か所のワンストップ対応窓口が設置されています。(令和2年1月24日現在)
- 建物状況調査を行う際、東京都から**補助**を受けられる場合があります。



ぜひご相談ください

## 2 相談窓口等の案内

### (1) 東京都の相談窓口等

担当部署・名称	電話・ホームページ
住宅政策本部住宅企画部不動産課 ○不動産取引に関する相談	電話 03-5320-5071 ・面談相談当日受付：9：00～11：00 13：00～16：00
○宅建業者名簿の閲覧	電話 03-5320-5072 ・閲覧窓口：都庁第二本庁舎 3 階北側 ・開設時間：9:00～17:00 ・閲覧手数料：1 件につき 300 円
○宅建業者の免許情報提供サービス	☆ <a href="http://www.takken.metro.tokyo.lg.jp/">http://www.takken.metro.tokyo.lg.jp/</a>
住宅政策本部住宅企画部民間住宅課 ○本ガイドブックに関すること	電話 03-5320-5006
消費生活総合センター ○商品やサービスなどの苦情・トラブルに関すること	電話 03-3235-1155 ☆ <a href="http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/">http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/</a>



### (2) 不動産関係団体の相談窓口等

名称	電話・ホームページ
公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター【住まいのダイヤル】 ○リフォームから住宅相談に関する全般	電話 0570-016-100 (10:00～17:00) (土日祝祭日、年末年始を除く) ☆ <a href="http://www.chord.or.jp/">http://www.chord.or.jp/</a>
公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会 ○不動産広告に関する相談	電話 03-3261-3811 (平日 9:00～17:30)
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 (不動産無料相談所) ○一般相談 ○弁護士による法律相談	電話 03-3264-8000 (平日 10:00～15:00) ・なお、弁護士相談は、第1・第3水曜日の 10:00～15:00 で予約制、来所のみ
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 (一社) 全国不動産協会 (TRA) 不動産相談室 ○電話相談 ○法律相談、税務相談 (予約制、面談)	電話 03-5338-0370 (相談室専用電話) ・電話相談 平日 10:00～12:00、13:00～16:00 (火水金は、13:00～16:00 のみ) ・法律相談 奇数週の火、偶数週の火木 13:00～16:00 ・税務相談 第2水曜日 13:00～16:00
一般社団法人不動産流通経営協会	電話 03-5733-2271 (9:00～17:00、土日祝祭日を除く)
一般財団法人不動産適正取引推進機構 ○不動産取引全般 ○「不動産売買の手引」の発行	電話 03-3435-8111



### (3) 税の特例措置（住宅ローン減税など）に関する相談窓口等

名称	ホームページ等
国税庁タックスアンサー ○国税（所得税（住宅ローン減税）等）	☆ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm</a> 又は、最寄りの税務署へ
都税 Q & A ○不動産取得税、23 区内の固定資産税等	☆ <a href="https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/index.html">https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/index.html</a> 又は、最寄りの都税事務所へ
市町村税（市町村の固定資産税等）	お住まいの市町村へ

